は各連結事業年度」及び「当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が」を削り、「の連結事業年度」を「の事業年度（当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該分割法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度」に、「個別控除対象外国法人税の額」を「控除対象外国法人税の額」に、「連結事業年度の連結所得の金額」を「事業年度の所得の金額」に、「その納付することとなつた連結事業年度以前の各連結事業年度又は」を「当該事業年度終了の日に終了する当該分割法人等の事業年度以前の」に改め、「及び連結控除限度個別帰属額」を削り、同項第二号中「又は連結事業年度」を削り、同条第三項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改め、「（当該合併前三年内事業年度において法第八十一条の十五第四項の規定の適用があつた場合には、個別控除対象外国法人税の額とみなして同条第二項又は第三項の規定による控除をされるべき金額を含む。）」を削り、「第五十三条第二十六項（に）を「第五十三条第三十八項（法人の」に、「における外国税額の控除」を「の申告納付」に、「第三百二十一条の八第二十六項（に）を「第三百二十一条の八第三十八項（法人の」に、「この項及び第六項」を「第六項第二号ロ」に改め、「及び個別控除対象外国法人税の額（当該被合併法人の合併前三年内事業年度において、法第八十一条の十五第一項から第三項まで又は地方法人税法第十二条第二項の規定による控除をされるべき金額（当該合併前三年内事業年度において法第六十九条第九項の規定の適用があつた場合には、控除対象外国法人税の額とみなして同条第二項又は第三項の規定による控除をされるべき金額を含む。）及び地方税法第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定による控除をされるべき金額を除く。）」を削り、同条第四項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改め、「及び個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第五項中「第六十九条第十項」を「第六十九条第九項」に改め、「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度」を削り、同条第六項中「第六十九条第十項第二号」を「第六十九条第九項第二号」に、「、連結控除限度個別帰属額、」を「又は」に改め、「又は個別控除対象外国法人税の額」を削り、同項第一号中「（当該分割等前三年内事業年度において法第八十一条の十五第四項の規定の適用があつた場合には、同条第二項又は第三項の規定による控除をされるべき個別控除対象外国法人税の額に相当する部分の金額を含む。）」を削り、同号イ中「調整国外所得金額」の下に「（当該分割法人等が通算法人である場合には、第百四十八条第二項第三号（通算法人に係る控除限度額の計算）に規定する調整国外所得金額）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号ロ中「（当該分割等前三年内事業年度において法第八十一条の十五第四項の規定の適用があつた場合には、個別控除対象外国法人税の額とみなして同条第二項又は第三項の規定による控除をされるべき金額を含む。）」を削り、「第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項」を「第五十三条第三十八項又は第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第七項中「繰越控除限度額等」を「繰越控除限度額」に改め、同条第八項中「道府県民税からの外国法人税額」及び「市町村民税からの外国法人税額」を「外国の法人税等の額」に改め、同条第九項中「第百四十五条第一項から第四項まで（繰越控除対象外国法人税額」に改め、同条第十項中「又は第百五十五条の三十四第七項から第九項まで（適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等）」を削り、「第百四十五条第一項から第四項まで」を「第百四十五条」に改め、同項第一号中「又は第百五十五条の三十四第七項の規定により当該分割承継法人等の同項に規定する連結事業年度の国税の個別控除余裕額（第百五十五条の三十二第五項（個別繰越控除限度額等）に規定する国税の個別控除余裕額をいう。）とされる金額」を削り、同項第二号中「又は第百五十五条の三十四第八項の規定により当該分割承継法人等の同項に規定する連結事業年度の地方税の個別控除余裕額（第百五十五条の三十二第六項に規定する地方税の個別控除余裕額をいう。）とされる金額」を削り、同項第三号中「又は第百五十五条の三十四第九項の規定により当該分割承継法人等の同項に規定する個別控除限度超過額（第百五十五条の三十二第七項に規定する個別控除限度超過額をいう。）とされる金額」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　内国法人が適格分割等により分割法人等である他の内国法人から事業の移転を受けた場合において、当該適格分割等が当該適格分割等の日の属する当該分割法人等の事業年度開始の日から一月以内に行われたものであるとき（当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。）は、法第六十九条第十項中「以後三月」とあるのは、「の属する当該分割法人等の事業年度開始の日以後四月」として同項の規定を適用する。

第百四十七条第一項中「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第九項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項中「又は個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第三項中「繰越控除限度額等」を「繰越控除限度額」に改め、「第百四十五条第五項（繰越控除対象外国法人税額等）の規定により当該控除限度超過額とみなされる金額及び」を削り、「若しくは第四項」の下に「（繰越控除対象外国法人税額）を加え、同条第四項中「（次項において「合併法人等」という。）」を削り、「適格分割等（同条第十項第二号」を「同条第九項第二号」に改め、「をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「前項」に、「で第四項」を「で同項」に、「、第四項」を「、前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第百四十九条及び第百五十条を削る。

第百四十八条第三項の表第二項の項及び第三項の項中「第百四十八条第二項第一号」を「第百四十九条第二項第一号」に改め、第二編第一章第二節第二款中同条を第百四十九条とする。

第百四十七条の次に次の一条を加える。

（通算法人に係る控除限度額の計算）

第百四十八条　法第六十九条第十四項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の通算法人の通算事業年度（同項に規定する通算事業年度をいう。以下この条において同じ。）の調整前控除限度額から当該通算事業年度の控除限度調整額を控除した金額（当該調整前控除限度額が零を下回る場合には、零）とする。

2　前項に規定する調整前控除限度額とは、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額のうちに第三号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額（第七項において「調整前控除限度額」という。）をいう。

一　次に掲げる金額の合計額

イ　前項の通算法人の当該通算事業年度の所得に対する法人税の額（法第六十七条から第七十条まで（特定同族会社の特別税率等）並びに租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六十二条第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）、第六十二条の三第一項及び第九項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十三条第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）並びに第六十六条の九の三第三項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定（ロにおいて「税額関係規定」という。）を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。）

ロ　前項の通算法人の当該通算事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この条において「他の通算法人」という。）の当該終了の日に終了する事業年度（以下この条において「他の事業年度」という。）の所得に対する法人税の額（税額関係規定を適用しないで計算した場合の法人税の額から、法第六十九条の二並びに租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項の規定による控除をされるべき金額の合計額を控除した金額とし、附帯税の額を除く。）の合計額